

## 合同会合の進め方及び今後のスケジュール（案）

### 1. 検討内容

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質の指定の見直しについて、専門的見地から検討を行う。

### 2. 開催形式

毎回、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会P R T R対象物質調査会（以下「調査会」という。）、化学物質審議会管理部会（以下「部会」という。）及び中央環境審議会環境保健部会P R T R対象物質等専門委員会（以下「専門委」という。）を、合同会合の形式を取って同時に開催する。合同会合の名称は『薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会P R T R対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会P R T R対象物質等専門委員会 合同会合（第〇回）』とする。

### 3. 座長

- (1) 調査会の座長（以下「調査会長」という。）、部会の座長（以下「部会長」という。）及び専門委の座長（以下「専門委員長」という。）の共同座長とする。議事進行については、調査会長、部会長及び専門委員長が毎回、交代で行う。
- (2) 調査会長に事故があるときは部会長が、部会長に事故があるときは専門委員長が、専門委員長に事故があるときは調査会長が、議事進行を代理する。

### 4. とりまとめ

議決が必要な場合は、調査会、部会及び専門委がそれぞれの運営ルールに則って行う。議事終了後の微細な字句修正等、調査会、部会及び専門委の間で調整が必要となる場合は、調査会長、部会長及び専門委員長が共同でそれを行う。検討結果については、各委員会が所属の審議会の部会等に対して報告を行う。

### 5. 会議の公開

- (1) 合同会合は公開とすることとし、会議において非公開と決したものを除き、配布資料についても公開する。
- (2) 共同座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な措置を課することができる。

### 6. 会議録、議事要旨

- (1) 会議録について
  - ① 会議録は、発言者の氏名を記載したうえで、発言内容を正確に記載する。
  - ② 会議録は、合同会合に属する委員等に配布する。
  - ③ 会議録は出席した全ての委員の了承を得た後に、厚生労働省、経済産業省及び環境省ホ

ホームページへの掲載等により公開する。

(2) 議事要旨について

議事要旨については、事務局の責任で作成し、厚生労働省、経済産業省及び環境省ホームページへの掲載等により速やかに公開する。

**7. 今後の検討スケジュール**

第1回合同会合（平成19年10月29日）：会合の設置趣旨、物質選定基準の検討

第2回合同会合（平成20年1月～平成20年2月頃）：対象物質の検討

第3回合同会合（平成20年2月～3月頃）：報告とりまとめ

（必要に応じ、第4回合同会合を開催）